

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 書面提出用登記申請書の追加

不動産登記手続及び商業登記手続で使用する様式に、書面提出用登記申請書及び書面提出用登記嘱託書を追加します。

(2) 不動産登記申請書様式の変更

不動産登記手続の登記申請書及び登記嘱託書において、会社・法人の情報の添付を省略する添付書類を入力する「添付書類」欄及び「会社・法人等番号」欄を追加します。また、「代表者」欄を分割し、「資格」欄、「氏名」欄及び「職務執行者等」欄を追加します。

「登記申請書(表示に関する登記)」及び「登記嘱託書(表示に関する登記)」において、建物の「所在」欄に項目を挿入することができる上限を廃止します。また、専有部分の建物の末尾欄である「所有者」欄を分割し、「住所」欄、「持分」欄、「氏名」欄、「生年月日」欄及び「取扱店」欄を追加します。

「登記申請書(権利に関する登記)」及び「登記嘱託書(権利に関する登記)」において、「対象登記の順位番号」欄を追加します。また、「抹消すべき登記」欄を分割し、「受付年月日」欄及び「受付番号」欄を追加します。

(3) 登記識別情報提供様式の変更

登記識別情報提供様式において、物件の閉鎖を示すための「閉鎖」欄及び「閉鎖年月日」欄を追加します。

(4) 登記識別情報提供様式に対する物件情報存在確認

登記識別情報提供様式において入力された物件情報が存在するか、形式的な入力誤りがないかなどについて、登記識別情報提供様式の作成完了時又は添付した申請書送信時に確認が行われるよう改修します。

(5) 商業登記申請書様式の変更

商業登記手続の登記申請書及び登記嘱託書において、「代理人情報」に代理人の会社法人を入力可能とする「会社法人等番号」を追加します。また、登記すべき事項において記載する役員が法人であり、当該法人の登記事項証明書の添付を省略したい場合に入力する「資格」欄及び「会社法人等番号」欄を追加します。

(6) (商業)登記事項証明書請求の際の法人履歴区の入力の変更

商業登記手続の登記事項証明書請求において、法人履歴区を請求する際は請求事項区として入力する内容を「法人履歴区」としてください。

(7) QRコード読込機能の追加

登記事項証明書等及び登記情報提供サービスにおいて取得した登記情報(PDF)に印字されたQRコードを読み込み、不動産登記手続及び商業登記手続の登記申請書に物件情報(物件種別、所在及び地番/家屋番号)又は会社・法人情報(会社・法人種別、会社法人等番号、商号・名称及び本店・主たる事務所)を反映可能とするよう改修します。

(8) 図面情報ファイルへの電子署名付与機能の追加

申請情報に添付する図面情報ファイルに対して、電子署名の付与を可能とするよう改修します。

(9) PDF ファイルへの電子署名付与機能の追加

申請情報に添付する PDF ファイルに対して、電子署名の付与(XML 署名付与方式)を可能とするよう改修します。また、電子署名が付与されたファイルを不動産登記手続及び商業登記手続に添付可能とするよう改修します。

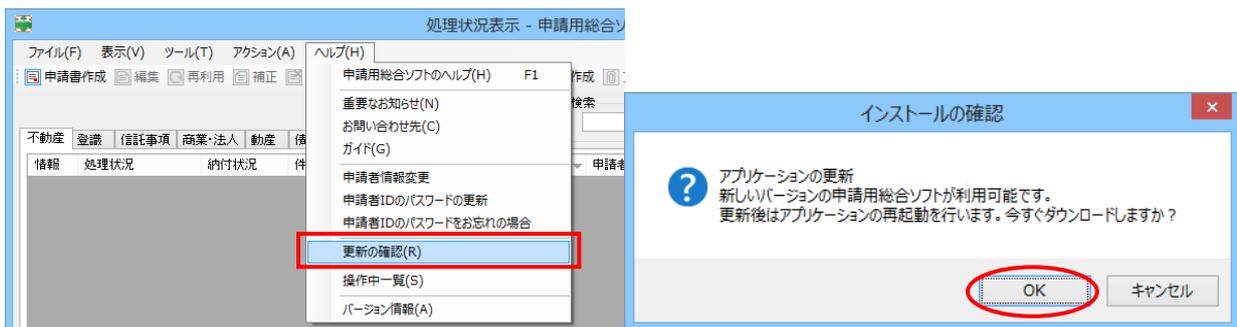
2 バージョンアップの方法

令和2年1月13日(月)午前10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんので、御注意ください(※2参照)。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます(※3参照)。



※1 バージョン3. 4A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。

※2 誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請

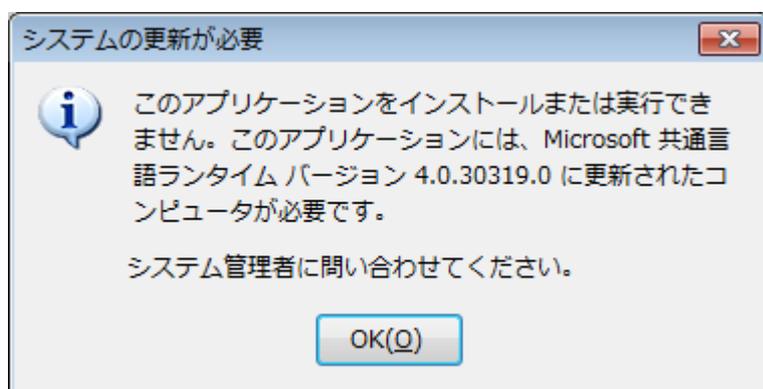
用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※3 「このアプリケーションをインストールしますか？」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

3 注意事項

(1) 御利用のPCに.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 (Windows 10 に標準でインストールされているもの)がインストールされていないため、「[.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて\(2\)インストール方法](#)」の手順を実施し、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。



(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。

(3) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際、御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象は Windows から提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプ

リケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。

(4) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合、エラーの原因となる可能性がありますので、申請用総合ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また、共同利用するPCにインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合、申請用総合ソフトの起動や申請書へ操作(申請書の保存、ファイルの添付など)を行った際に、エラーとなる可能性があります(※)。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場合がありますので、御留意願います。